

令和4年度

大月町教育行政方針



大月町教育委員会

令和4年度 大月町教育行政方針

1. 基本方針

大月町教育行政方針の基本を「うるおいと活力に満ちた平和な人づくり」におき、人権を尊重し、平和を愛し、心身ともに健康で創意と自主性に富んだ人間性豊かな調和の取れた町民の育成を目指して取り組んでまいります。

高知県では、教育の現状や課題の分析等を踏まえながら、第2期教育大綱の内容を踏まえ、施策の具体的な事業計画を定めた「第3期高知県教育振興基本計画」を令和2年3月に策定しました。また、令和3年3月には、新型コロナウイルス感染症の影響や、第2期教育大綱及び第3期基本計画1年目の取り組みの成果・課題を踏まえ、改定を行いました。今後の高知県の基本的な教育理念や中長期的な教育振興の方向性をまとめた「第3期高知県教育振興基本計画（改定版）」を策定しました。

本町におきましても、教育の現状や課題の分析等を踏まえ、これから目指すべき教育の基本的な方向性や重点的に取り組むべき施策を明らかにし、今後の基本的な教育理念や中長期的な教育振興の方向性を示した「大月町教育振興基本計画」を策定いたしました。平成31年4月に「大月町教育振興基本計画」を策定し、令和2年4月には改訂版を策定しました。学校・家庭・地域社会及び行政機関が一層の連携を図り、次の基本的な考え方のもとで取り組みを行ってまいります。

- (1) コミュニティ・スクールを中心に据えて、学校・家庭・地域社会及び行政機関が連携を図り、参加と協働による教育づくりという財産を継承し、発展させていく。
- (2) おおつき保育所・大月小学校・大月中学校の1保1小1中での連携を強化し、特に幼児教育と小学校教育また小学校教育と中学校教育の円滑な接続を図る。
- (3) 発達障害等特別な支援が必要な児童生徒が増えている。ユニバーサルデザインに基づく授業づくりをすすめ、インクルージョン教育の視点に沿って障害の状況に対応した適切な指導を行うための教員の専門性や組織的な指導・支援を行う。
- (4) 地震等の様々な危険から子どもたちの安全を確保するために家庭や地域社会と連携協力して、安全な環境づくりや防災教育を推進する。
- (5) 超スマート社会(Society5.0)の到来を見据え、1人1台の端末整備がされ、全ての児童生徒が情報活用能力や論理的な思考力を身につけることができるよう、ICTを利用した教育内容の充実を推進する。

2. 取り組みの目標

(1) 教育的な風土を作る

学校運営協議会の活動と連携しながら、学校・家庭・地域が子どもたちのことを第一に考え、支え合い、協力し合って健やかな子どもたちを育て、教育の質を保証し、誰もが「行きたい」「行かせたい」、という信頼される学校づくりを町全体で考えるという意識を根付ける。

(2) 連携教育を推進する

保育所の統合に伴う子ども同士のつながりの更なる充実のために、幼児のなかまづくりに重点を置く。また、おおつき保育所・大月小学校・大月中学校の連携を強化して縦と横のつながりを大切にした教育に取り組む。

(3) 校種間における円滑かつ適切な引き継ぎを推進する。

特別な支援を必要とする児童生徒の割合が増加している中、発達障害等のある一人一人の児童生徒の特性に応じた教育に取り組む。

(4) 防災教育や安全教育を推進する

防災マニュアルの再点検を行い、いざという時の危機管理体制を整えるとともに、子どもたちが状況に応じて、主体的かつ的確に判断して、自らの安全を確保できるよう、防災教育や安全教育の充実を図る。

(5) プログラミング教育と AI 人材育成のための教育の推進

県教育委員会と連携し、GIGA スクール構想の実現に向けた 1 人 1 台端末の活用と校務支援システム等の情報機器運用による効率的且つ効果的な支援を行う。小・中学校における ICT 活用授業やプログラミング教育の推進に向け、教員の指導力向上につながるよう環境整備の充実を図る。

3. 学校教育の充実

(1) 小・中学校の充実

- ア. チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築します。
- イ. 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底します。
- ウ. 小・中学校の主体的な取り組みによる特色ある学校づくりを進めます。
- エ. 小中学校が、特色ある教育課程を編制・実施できるよう、学校訪問の充実及び学校支援に取り組めます。

- オ. 子どもたちが学ぶ意欲を持ち、楽しさを実感し、基本的な学習習慣や基礎的な学力を身につけることができるよう、指導体制の充実を図ります。また、各種コンテスト等への参加も推進します。
- カ. 小・中学校において実践的な英語力を育てることを目標として、外国語指導助手（ALT）の配置と更なる活用による教育内容の充実に向けて支援します。
- キ. 令和2年度より小学校でプログラミング教育が全面実施となりました。1人1台の端末も整備され、教職員の研修を土台に、小学校1年生からの円滑な実施に努めます。
- ク. 大月町の豊かな自然を活用した体験活動や伝統文化・産業などの社会科学習（ふるさと教育）の充実を図り、ふるさとを大切に作る心を育てます。
- ケ. 誰もが本を読む楽しさや習慣を身につけ、感性を磨くと共に、豊かな心を育むように保育所・学校・地域が連携して、町民ぐるみで読書活動を推進します。
- コ. 子どもたちが生きる力を身につけ、社会人、職業人として自立していくことができるよう、子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- サ. 平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され施行されました。大月町においても平成30年度に新制度へ移行いたしました。首長と教育委員をメンバーとする「総合教育会議」において教育政策について論議を重ねます。
- シ. 地震や津波等の災害に対して正しい知識と行動を身につけ、自分の命は自らが守れるよう、避難訓練や防災を主にした安全教育の充実を図り、子どもたちが被害にあわないように、学校と地域が連携して取り組みます。万が一災害等が発生した場合は、平成30年度に策定した「保育所並びに学校災害マニュアル」等に準じて対応していきます。

(2) 基本的な生活習慣の確立・基礎学力の定着と学力・体力の向上

- ア. 家庭や地域における規則正しい生活習慣や学習習慣を定着させるため、保育所・小学校・中学校が連携して就学前から一貫性のある取り組みを進めます。特に、児童生徒の家庭における学習習慣の定着に積極的に取り組み、学力向上を目指します。
- イ. 標準学力調査・県版学力調査・授業評価システムを効果的に活用し、わかる楽しい授業づくりを進めます。全国学力・学習状況調査の結果の分析・活用や単元テストを実施し、児童生徒の実態を把握して、教科指導や授業方法の工夫など課題の改善につなげる取り組みを行います。3学期には、次の学年に積み残しの無いように、年度内の課題克服に努めます。
- ウ. 保護者や地域の皆様に積極的に学校の情報提供を行い、家庭や地域との共通理解に立った地域ぐるみの学力向上に努めます。

- エ. 小学校に、学習支援員を配置して、学級担任及び ALT と連携を図りながら、基本的な生活習慣や基礎学力が身に付くように支援し、小1 プロブレムを防ぎます。
- オ. 中学校に、学習支援員及び ALT を配置して、教科担任と連携しながら家庭学習の取組への支援を行い、基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指します。
- カ. 体力・運動能力、運動習慣調査の結果をもとに、各学校の実態に即した取り組み及び県主催のシート等の活用により、子どもたちの体力の向上に努めます。さらに、日常生活においても保護者や地域社会の理解と協力を得て、生活習慣や運動習慣の確立に向けた取り組みを行い、体力・運動能力の向上に努めます。
- キ. 電子教科書等の導入を図り、授業の質を高めるとともに、タブレットを活用して自学自習の環境を整えて、基礎学力の定着を図ります。

(3) 教職員の資質・指導力の向上

- ア. 大月町小中連携教育研究会を核として、小中連携教育の研究を進めます。また、教職員の自主的な研修の充実と校内研修の創意工夫により、教職員の指導力の向上に努めます。
- イ. 職業能力育成型人事評価制度により、教職員の職業能力の向上や学校組織の活性化を進めます。
- ウ. 校内研修の充実と授業改善の研究を行うとともに、教職員の自主的な研修を支援するなど、教員としての基本的な指導力を高めるための取り組みを進めます。学力向上のための目標を設定し、PDCA サイクルにより目標が達成できるように学校の組織的な取り組みを支援します。

(4) 児童生徒の支援と特別支援教育の推進

- ア. ささまざまな要因で不登校傾向あるいは不登校になっている児童生徒への支援や虐待等の早期発見に対応できる相談体制を充実させるとともに、学校と家庭の連携を強め、個々の事例に適切に対応できるよう、福祉や保健関係機関・団体との連携強化を図ります。また、SC や SSW 等の外部専門人材を活用して、早期からの教育相談体制の充実に取り組みます。また、不登校児童生徒の居場所づくりとしての教育支援センターを活用して、学校への登校につなげる適切な支援を行います。
- イ. LD、ADHD等を含めた障害のある子どもたちに対する理解を図り、学校全体で、適切な指導や支援ができるように、教職員の資質や指導力の向上に取り組みます。
- ウ. 特別支援教育学校コーディネーターと不登校児童生徒担当者の連携を密にし、一人一人のニーズに合った支援について、個別の指導計画等を立てて取り組みます。また、定期的に校内支援委員会を実施し、内容を充実させるとともに、個別に支

援の必要な児童生徒についての情報交換、共有、対応等についての協議を図ります。

- エ. 特別な支援の必要な子どもの教育についての理解が深まるよう、地域や学校間の交流活動の充実を図り、町民への啓発を積極的に進めます。
- オ. 特別な支援の必要な子どもたちのために、特別支援学級支援員や学習支援員を配置します。
- カ. 発達障害等のある児童生徒が、その特性をふまえた十分な教育を受け充実した学校生活を送れるよう教育相談等を活用して、専門的な知識を持った方々からの支援も推進します。
- キ. 令和2年度に小学校に設置された通級指導教室において、教室に通う児童の一人ひとりの特性を丁寧に把握し、適切な教育課程の中で援助等が行えるよう支援します。本年度はまとめの年となります。その後の更なる支援の充実が図れるよう支援します。また、中学校への円滑な引き継ぎも行えるよう、個別的教育支援計画や指導計画等の作成、活用について外部専門人材の活用も含めて充実に努めます。

(5) 学校経営の充実と教育環境の整備

- ア. 令和4年度から学校運営協議会が開設されコミュニティ・スクールとしてスタートします。地域学校運営協議会など各組織との連携を強化して、保護者や地域とともに子どもたちを育むことができる学校づくりを進めます。
- イ. 子どもたちや保護者、地域の声を学校運営に生かすため、学校評価の取り組みを充実させます。
- ウ. 子どもたちが一日の大半を過ごす学校施設の整備や適正な維持管理に努めます。
- エ. 小学校及び中学校に図書支援員を配置して、蔵書の整理分類や図書の貸し出し体制を確立するなど読書環境の充実を図ります。また、本への興味関心を持たせる取り組みを進め、読書の習慣化を図ります。
- オ. 勤務時間の上限に関するガイドライン並びに教育職員の給特法の一部改正(共に文科省)に準じて、令和元年9月に導入した校務支援システムの運用と併せて、規定時間内での勤務ができるよう、学校における働き方改革の更なる推進に努めます。

(6) 保・小・中の連携教育の推進

- ア. 保・小・中連携教育連絡協議会を軸に、情報交換や公開授業等を実施し、指導者の質の向上を図ります。
- イ. 園児・児童・生徒の発達段階に応じた一貫性のある学力定着の取り組みや生活指導を通じて、子どもたちの学力と生活力の向上を図ります。

- ウ. 大月小中学校の教職員や児童生徒の交流を図る取り組みを推進します。
- エ. 各所との適切な引き継ぎが行われ、円滑な教育活動が連携して行えるよう、保小における「アプローチ及びスタートカリキュラム」の作成、活用、小中における「引き継ぎシート」の作成、活用を支援します。

(7) 食育の推進

- ア. 食育については、栄養教諭を配置し、心身の健康づくりを目的に地域や家庭、そして生産者などと連携を図り、食の大切さを学ぶ取り組みを進めます。
- イ. 学校給食や食生活改善事業を通じて、地域食材（マグロ等）の活用について学習し地産地消を推進します。
- ウ. 保育所と小・中学校の連携を図り、保育段階から食育を推進していきます。
- エ. 町全体の取り組みとして「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。

(8) 情報教育の推進

- ア. 超スマート社会に対応するため教員も、児童生徒も ICT 機器の活用方法に慣れ親しみ習熟することのできる環境整備及び充実を図ります。
- イ. 小・中学校ともに、ICT 機器を活用した指導方法等の改善に努め、プログラミング教育実施に向け「わかる楽しい授業」の創造に努めます。
- ウ. 小学校 1 年生からの情報教育における教育計画の策定を支援し円滑に実施できるよう、研修会への参加奨励や情報の発信・提供に努めます。
- エ. 新しい時代の教育に必要な子どもたちの個別最適化と創造性を育む教育の実現に向けて、文科省による「GIGA スクール構想の実現」に向けた児童生徒一人一台端末の整備事業」において、令和 2 年度に端末及び高速大容量の通信ネットワークの整備が完了しております。令和 3 年度より小・中学校の授業において、1 人 1 台端末を活用して、自己の学習履歴や資料収集、他者との交流など、児童生徒の個別最適な学びと教師の個に応じた指導の充実を図られています。より一層情報教育の推進を支援します。

3. 保育（幼児教育）の充実

- ア. 令和元年 10 月より 0 歳児から 5 歳児までの幼児教育・保育における保育料並びに給食費の無償化を実施しており、維持していきます。
- イ. 子どもが、自分のことは自分でできるように家庭と連携して、発達段階に応じた生活習慣を身につけるよう取り組みます。
- ウ. 子どもの成長の喜びを共有しながら、保護者の養育力向上に繋がるよう適切な親育ち支援の充実を図ります。
- エ. 子どもが自ら関わる様々な経験や遊びの中で、学びを獲得できるよう取り組みま

- す。
- オ. 人とかかわる力を育てるために、周りの子どもや大人とかかわることができる環境を整えます。
 - カ. 保護者会の連携強化及び保育所の保護者会の活動支援を行います。
 - キ. 職員一人ひとりが、実践や研修などを通して専門性を高めるとともに、保育内容に関する共通理解を図り、職員の資質を高めます。
 - ク. 小学校の図書室や図書支援員と連携を図り、保育所の子どもたちの読書環境を整えます。
 - ケ. 日頃から、安全に関する理解を深めるように指導し、災害時には、子どもたちが、保育士や保護者など近くの大人の指示に従い行動できるよう安全教育に取り組みます。
 - コ. 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基盤をつくります。

4. 道徳教育と人権教育の総合的な推進

(1) 道徳教育（豊かな心を育む教育）の推進

- ア. 平成27年3月に道徳に係る学習指導要領が一部改正され、小学校では平成30年度より、中学校では令和元年度から教科化されました。令和4年度も大月町単独事業として、小中学校共同での道徳を推進し、活動を支援します。小・中学校が連携し、全教育活動を通して道徳教育の内容の充実を図ります。
- イ. 規範意識や自尊感情を育むために、道徳の授業と関連して、心を育てる体験活動や実践活動を実施するため支援をしていきます。
- ウ. 生徒指導や教育相談に関する教職員一人ひとりの指導力の向上に取り組みます。
- エ. 子どもたちがお互いの良さを認め合い、支え合う共感的な人間関係づくりや状況に応じた適切な判断のできる自己決定力を高める取り組みを進め、子どもたちにとって魅力ある学校づくりに努めます。
- オ. 「大月町いじめ防止基本方針」及び各学校における「いじめ防止基本方針」に基づき、子どもたちが発する心のサインを見落とさない対策を講じて、いじめや不登校等の未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応に努めます。
- カ. 平成30年度に大月町児童会・生徒会で作成した「大月っ子いじめ0宣言」を順守し、保小中での取り組みの推進を図ります。

(2) 人権教育（身近な人権教育）の推進

- ア. 高知県人権教育推進プランに基づき、虐待など子どもの人権に関する課題の解決を目指すとともに、すべての人がいきいきと輝き笑顔で満ちあふれる学校・家庭・地域づくりを目指した人権教育を進めます。

- イ. 児童生徒・保護者及び教員に対するカウンセリング及び助言・援助を行うために大月小・中学校へスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置します。
- ウ. 保育士・教職員の人権意識を高揚し、人権が尊重される保育所及び学校づくりを進めるとともに、人権教育の指導方法の改善・充実に取り組みます。

5. 社会教育の推進

(1) 生涯学習の推進

生涯学習では、人間性豊かな生き方ができるよう、様々な文化活動と感性に満ちた創造性あふれる学習(楽習)社会を実現するために、町民の学習機会の拡充に努めます。また、「放課後に子どもたちが安全で健やかに過ごせる居場所づくり」に取り組みます。

- ア. 生涯学習社会の実現を目指し、町やNPOなどの関係機関、関係団体と連携して、学習機会の充実、学習・ボランティア情報の提供、指導者の養成に取り組みます。
- イ. 町民の生活と心をより豊かにするために、公民館や図書館などの身近な施設を中心に、さまざまな関係団体との連携や情報通信技術の活用に取り組みます。
- ウ. 学校運営協議会と連携をしながら、放課後に子どもたちが安全で健やかに過ごせる場所「地域学校協働本部」及び「放課後子ども教室」を推進していきます。
- エ. 子どもの「生活リズム向上」県民運動等の取り組みを進めます。

(2) 人権教育の推進

すべての人の基本的人権が尊重される社会を実現するために、その社会を構成する一員として必要な資質や技能の育成をめざした人権教育を進めます。また自他の人権を尊重する生き方のためには、社会のさまざまな問題について理解し、考えをまとめる知性ととともに、社会の一員として主体的に生きる新しいライフスタイルの確立が求められます。また、思いやりの心を基盤に、豊かな人間関係を築くためのコミュニケーション力を身につけ、異なる文化や生活習慣、価値観などを理解し合うといった「共生の心」を育てていきます。また、いじめや不登校、虐待など子どもの人権問題に対して学校や地域ぐるみの取り組みを推進します。

(3) 社会体育の推進

活力ある地域社会の形成を推進するうえで基本となるのは、町民が生涯にわたって健康で豊かな生活を営むことと考えます。また、仲間づくりや体づくりを行うことも重要であると捉えます。社会体育の推進は、健康で豊かな生活を営むうえで極めて重要であるとの認識に立ち、年齢や体力に応じたプログラムの提供やスポーツの出来る機会や場の提供を、関係機関・団体と連携を密にしながら推進していきます。

(4) 文化財の保護と活用

近年、文化財の分野に、近代化遺産・軍事遺跡・文化的景観等の分野が加わりました。文化財保存の意義を周知し、保護と活用をさらに進める必要があります。町民の歴史、文化財に対する関心の高まり等から、多くの分野への対応が必要とされています。そのため、専門職員の養成が急務となっています。また、文化財調査委員の活用の体制づくりを進め、次の世代に引き継ぐとともに広く公開し、文化財に対する保護意識の高揚に努めます。

(5) 公民館活動の推進

公民館は生涯学習の総合的な推進施設として、地域住民の要望に応え、公民館サークルの日々の活動、また文化展や公民館サークル発表会の開催等、その活動を支援し、生活文化の振興・増進を図ります。

(6) 図書館活動の推進

図書館の充実を図るために必要な図書の整備・充実を図り、教養と調査研究のできる、親しみのある図書館づくりを行います。また、図書の利用を希望する地区には貸し出しを実施し、地域住民のニーズに応じていきます。

県立図書館（オーテピア）が整備されたのを軸に、いま一層の連携を図るとともに、近隣の図書館とも連携を密にして取り組んでいきます。また学校図書館との連携も図ります。

(7) 少年育成センターの活動

子どもたちにとって一番身近な人間関係は、まず家庭であり、また地域の人達との出会い、学校での人間関係等です。これらの関係の中で、子どもたちの健全な育成を推進するには学校・家庭・地域の三者が一体となった児童・生徒指導を積極的に推進することが重要となっています。

最近では少年による凶悪・粗暴な犯罪が多様化・複雑化し、大きな社会問題となっています。本町においてもネットによるいじめ等の問題が課題とされてきています。このような現象があることを再認識し、その防止と指導・相談・支援活動に取り組みます

ア. 幡多西部地区の少年補導育成センターと合同補導を実施します。

イ. 幡多西部地区で課題となっている補導活動及び問題に対する情報の交換と共有を図ります。

ウ. 補導専門職員を中心に補導員等の協力を得て、朝・夕の巡回補導を行います。

エ. 閉校となった小・中学校などの施設巡回を行います。

オ. スクールガード・リーダーと連携して、学校安全に対する指導、通学路の点検、危険な場所等についての具体的な指導を実施します。

カ. 巡回補導に積極的に取り組みます。

5. その他の重点的な取り組み

(1) 子どもたちを健やかに育むための安心安全な環境づくり

- ア. 子どもたちの豊かな心を育むため、芸術や文化、自然にふれる体験活動及び子どもたちが自主的に読書活動できる環境づくりに取り組みます。
- イ. 放課後に学校の余裕教室等を活用して、適切な遊びと生活の場の提供や地域の人々との交流により、子どもたちの健やかな育成を支援する放課後子ども教室を実施します。
- ウ. 大月小・中学校の安全対策として、スクールガードリーダー等を配置して、登下校時の巡回や街頭指導を行うなど、児童生徒の安全確保に取り組みます。
- エ. 小学校において配慮の必要な児童が乗車する場合は、通学バスに添乗員を配置します。また、保育所に通う子どもが乗車する通所バスは2便（月灘線・柏島線）を運行します。各バスに添乗員を配置して、バス通所の子どもの安全確保に取り組みます。
- オ. 日頃から施設設備の点検を行い、地震等の緊急時の避難経路・避難場所を確保し、防災環境を整えます。

(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実…資料1 参照

- ア. コミュニティ・スクールの充実を本年度の最上位とした取り組みを行います。
 - *大月小・中学校がわが町の学校であるという意識で活動を充実させていきます。
 - *小中学校との円滑な意思疎通や各団体や協議会との連携を高めていけるよう適切な助言・指導をしていきます。
 - *大月で生まれ育って良かったと感じる教育活動に尽力していきます。
 - *郷土を愛する子どもの育成を目指して、教育活動に協力していきます。

(3) 指定事業

1) 中山間地域における特色ある学校づくり推進事業…小中学校

期間（令和4年度～5年度）…資料2 参照

- ア. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、義務教育学校等、特色ある学校づくりを推進するための体制整備
 - *小中連携教育から小中一貫教育への移行を目指す。最終的には大月義務教育学校への移行を視野に入れて取り組む
- イ. 生活科・総合的な学習の時間を柱に9年間のカリキュラムの作成及び実践
 - *本年度は小中の一貫性を持ったカリキュラムを作成していく
 - *推進担当教員（小学校籍）が小中のコーディネーターとしての役割を担っていきます。
 - *各教科の特色ある編成につなげていく

ウ. 埼玉県学力・学習状況調査の実施

- * 「一人ひとりの学力がどれだけ伸びているのか」という視点を加えることで、子どもたちの成長していく姿が見える調査を実施する。

2) 通級指導教室（令和2年度～4年度）…小学校

- 本年度が最後の年となります。次年度につなげるためにも成果をしっかりとまとめ、引き続きの配置を目指します。

3) わが町の道徳…小中学校

- 大月町単独指定事業

「大月町研究推進事業」⇒ 大月はひとつ（道徳科）

- * 規範意識・自尊感情の向上を図り、豊かな心を育む道徳教育の推進するために講師を招聘して道徳教育の授業の質を高めていきます。

令和4年度より 大月町では、地域とともにある小・中学校を目指して

コミュニティ・スクールをスタートします！

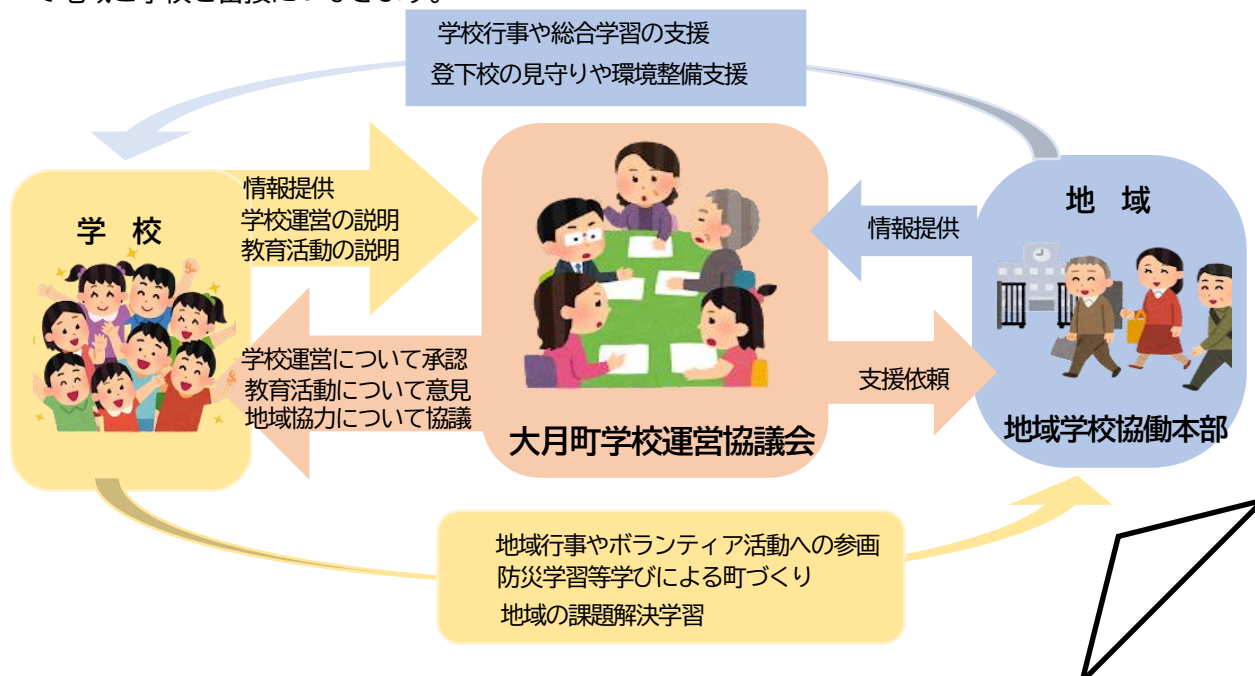
Q. コミュニティ・スクールって何？

A. 教職員と保護者、地域の方が心を通わせ、共に支え合い・喜び合う大月町の子どもづくりを目指し、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。



Q. どんな仕組みなの？

A. 教育委員会から任命された学校、保護者、地域の代表の方たちが、「学校運営協議会」で学校長と教育方針を協議します。また、地域と学校が連携して、地域ぐるみで子供たちの成長を育むと同時に、元気な地域づくりを行う「地域学校協働本部」があり、この2つの組織が連携して地域と学校を密接につなぎます。



ボランティア募集中！

地域学校協働本部では、大月の子どもたちを応援してくれる地域の方々を募集しています。子どもたちや地域のみんなと一緒に、楽しく活動しませんか？



地域学習の支援

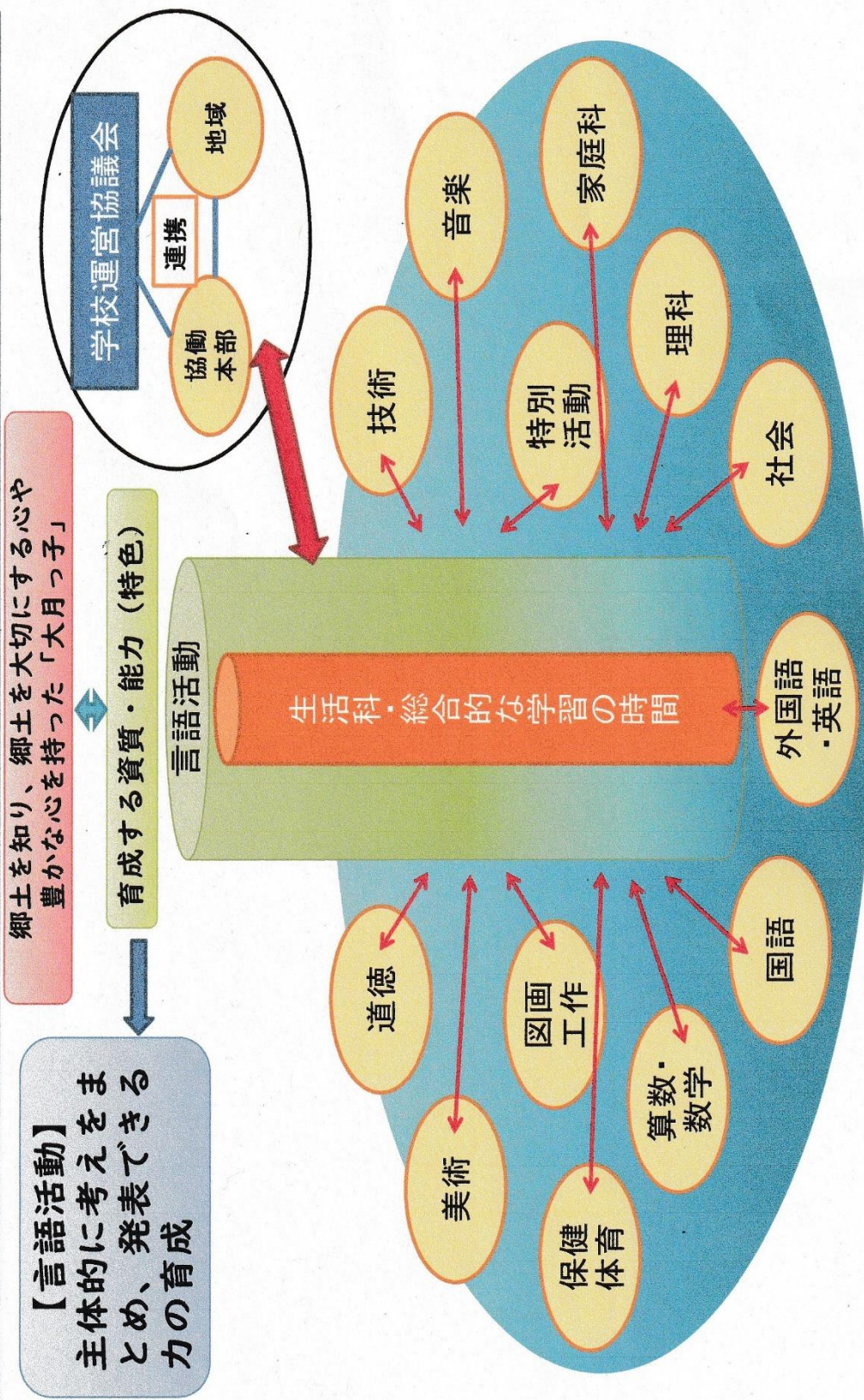


安全パトロールの支援



学校行事の支援

中山間地域における特色ある学校づくり推進事業





海と山 人とかかわるやさしいまち

大月町

kochi
otsuki
town